

# 令和2年度に労働保険料等の特例猶予の許可を受けた事業主の皆様へ

## 1. 令和3年度の年度更新時の手続き等について（P5～参照）

- 年度更新の手続きについては、**必ず令和3年7月12日まで**にお願いします。
- 令和3年度の労働保険料等(①)や、特例猶予の許可を受けた令和2年度の労働保険料等(②)について納付が困難な場合には、年度更新期間の早い時期に、**所管の都道府県労働局にご相談ください。**

※①については「申請による換価の猶予」又は「納付の猶予」が、②については「職権による換価の猶予」が受けられる場合があります（必ず受けられるわけではありません）。

### <労働保険料等の納付が困難な場合の例について>

例	① 令和3年度の労働保険料等 (令和3年度の年度更新期間中に 納付すべき労働保険料等) 納期限：令和3年7月12日	② 特例猶予の許可を受けた 令和2年度の労働保険料等 猶予期間満了日：令和3年8月31日か ら順次(※)
例1	○ (納付可能)	○ (納付可能)
例2	○ (納付可能)	× (納付困難)
例3	× (納付困難)	× (納付困難)
例4	× (納付困難)	○ (納付可能)

(※) 猶予期間満了日は、先に送付している「納付の猶予(特例)許可通知書」をご確認ください。

次ページをご参照ください。

## <納付の可否状況のフローチャート>

令和3年度の労働保険料(①)を7月12日までに納付が可能か

納付困難

納付可能

特例猶予の許可を受けた令和2年度の労働保険料等(②)を猶予期間満了日(※)までに納付が可能か

納付困難

例2

①については年度更新期間中(7月12日まで)に申告・納付をお願いします。  
②については「職権による換価の猶予」が受けられる場合がありますので、詳細については、年度更新期間中(7月12日まで)の早い時期に、所管の都道府県労働局にご相談ください。

納付可能

例1

①については年度更新期間中(7月12日まで)に申告・納付を、②については猶予期間満了日(※)までに納付をお願いします。

特例猶予の許可を受けた令和2年度の労働保険料等(②)を猶予期間満了日(※)までに納付が可能か

納付困難

納付可能、  
又は、既に納付済み

例3

①については「申請による換価の猶予」又は「納付の猶予」(P3~4参照)が、②については「職権による換価の猶予」が、受けられる場合がありますので、詳細については、年度更新期間中(7月12日まで)の早い時期に、所管の都道府県労働局にご相談ください。

例4

①については「申請による換価の猶予」又は「納付の猶予」(P3~4参照)が受けられる場合がありますので、詳細については、年度更新期間中(7月12日まで)の早い時期に、所管の都道府県労働局にご相談ください。  
②について、未納の場合は猶予期間満了日(※)までに納付をお願いします。

(※) 猶予期間満了日は、先に送付している「納付の猶予(特例)許可通知書」をご確認ください。

## 2. 「申請による換価の猶予」及び「納付の猶予」制度について

### 申請による換価の猶予

労働保険料等を一時に納付することが困難となった場合で、要件の全てに該当するときは、換価の猶予が認められます。

換価の猶予が認められると、

- ① 猶予された金額を猶予期間中の各月に分割して納付することになります。
- ② 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ③ 必要があると認められる場合には、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えが猶予又は解除されます。

### 猶予の要件

次の全ての申請要件に該当すること

- ① 労働保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあると認められること
  - ② 労働保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められること
  - ③ 納付すべき労働保険料等の納期限から6か月以内に申請されていること
  - ④ 換価の猶予を受けようとする労働保険料等のほかに滞納又は延滞金がないこと
- ※ 原則として、担保の提供は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除きます。）。

### 猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内（※）で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く労働保険料等を完納することができると認められる期間に限られます。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

### 申請方法

- ① 管轄の都道府県労働局に「労働保険料等換価猶予申請書」を提出する必要があります。
- ② 「労働保険料等換価猶予申請書」に添付する書類  
○財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」が必要）
- ③ 納付困難となった労働保険料等の納期限から6か月以内に申請する必要があります。

※1 2か月程度の中に国税、地方税及び厚生年金保険料等の猶予申請をされた場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略できます。

※2 詳細は厚生労働省 HP をご覧ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10647.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html)



## 通常の納付の猶予

**労働保険料等を一時に納付することが困難となった場合、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。**

納付の猶予が認められると、

- ① 猶予された金額を猶予期間中に分割して納付することができます。
- ② 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

### 猶予の要件

- ① 次のいずれかに該当する事実があること
    - ・ 財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと
    - ・ 事業主又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
    - ・ 事業を廃止し、又は休業したこと
    - ・ その事業につき著しい損失を受けたこと
      - ※ 「著しい損失」とは、申請前の1年間において、その前年の利益額の2分の1を超える損失（赤字）を生じた場合をいいます。
    - ・ 上記に類する事実があった場合には、都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください
  - ② ①の該当事実により、納付すべき労働保険料等を一時に納付することができないと認められること
  - ③ 申請書が提出されていること
- ※ 原則として、担保の提供は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除きます。）。

### 猶予期間

猶予を受けることができる期間は、**1年の範囲内**（※）で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く労働保険料等を完納することができると認められる期間に限られます。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

### 申請方法

- ① **管轄の都道府県労働局に「労働保険料等納付猶予申請書」を提出**する必要があります。
- ② 「労働保険料等納付猶予申請書」に添付する書類
  - 財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」が必要）
  - 猶予該当事実を証する書類（罹災証明書、医師による診断書、廃業届 など）
- ③ 猶予に該当する**事実発生後、猶予を受けようとする期間より前に**申請する必要があります。

※1 2か月程度の間には国税、地方税及び厚生年金保険料等の猶予申請をされた場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略できます。

※2 詳細は厚生労働省 HP をご覧ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10647.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html)





# 3. 令和3年度の労働保険の年度更新申告書の記載方法等について

## (1) はじめに

- この記載方法をご参照いただく事業主の方は、以下の①かつ②を満たす方です。
  - ① 申告書の提出時点において、「特例猶予を許可された労働保険料」をまだ納付していない場合
  - ② 令和2年度の確定保険料額が令和2年度に申告した令和2年度の概算保険料額よりも少額である場合(※1)
    - (※1) 「令和2年度の概算保険料額」 > 「令和2年度の確定保険料額」となる場合
- なお、「特例猶予を許可された労働保険料」を既に納付された事業主の方や、令和2年度の確定保険料額が令和2年度に申告した令和2年度の概算保険料額以上の額(※2)となる事業主の方は、別途送付される「令和3年度 労働保険 年度更新申告書の書き方」冊子を参照ください。書き方冊子は厚生労働省 HP(※3)においても掲載しています。
  - (※2) 「令和2年度の概算保険料額」 ≤ 「令和2年度の確定保険料額」となる場合

## (2) ご記載いただくに当たって

- 以下の資料等をお手元にご用意ください。
  - ① 既に送付してある「納付の猶予（特例）許可通知書」
  - ② 別途送付される「令和3年度 労働保険 年度更新申告書の書き方」冊子（以下「書き方冊子」という。）
- 書き方冊子は厚生労働省 HP(※3)においても掲載しています。
  - (※3) URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/gyousei/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/gyousei/index.html)
- まずは<記載例1>をご参照ください。ただし、特例猶予を許可されている猶予額に比して、令和3年度の概算保険料額が著しく少ない場合には、<記載例2>もご参照いただくこととなります( (3) 4参照)。

## (3) 申告書の記載方法等について

<記載例1> 通常の場合（特例猶予額に変更が生じない場合）

申告書の記載内容は、下記の事例で説明しています。

- 令和元年度の概算保険料額 : 1,000,000 円(a)  
→ 令和元年度の確定保険料額 : 1,500,000 円(b)  
一般拠出金額 : 2,500 円(c)
- 令和2年度の概算保険料額 : 1,500,000 円(⑮欄)
- 令和2年度の確定保険料額 : 800,004 円(⑩(イ)欄)  
一般拠出金額 : 1,333 円(⑩(ハ)欄)
- 令和3年度の概算保険料額 : 800,004 円(⑭(イ)欄)

令和2年度の年度更新申告書で(b)、(c)、(⑮欄)を申告済み。⇒ 納付すべき労働保険料 2,002,500 円【((b)-(a)) + (c) + (⑮欄)】について特例猶予(※4)の許可を受けた場合の例。

令和3年度の年度更新申告書で(⑭(イ)欄)、(⑭(ハ)欄)、(⑭(イ)欄)を申告します。⇒ 納付すべき労働保険料は  
・ 特例猶予中の令和2年度概算保険料額 1,500,000 円(⑮欄)が猶予期間内に支払われることを前提に、充当額 699,996 円(⑳(イ)欄)【令和2年度概算保険料額 1,500,000 円(⑮欄) - 令和2年度確定保険料額 800,004 円(⑩(イ)欄)】を算出し、  
・ 7月12日までに納付すべき労働保険料額等は 101,341 円 (= 令和3年度概算保険料額 800,004 円(⑭(イ)欄) - 充当額 699,996 円(⑳(イ)欄) + 一般拠出金額 1,333 円(⑩(ハ)欄)) (※5) となります。  
⇒ 令和3年度の年度更新において納付すべき労働保険料額等 101,341 円は7月12日までに、特例猶予額 2,002,500 円は猶予期限までに納付してください。

## <記載例1>

(※4) 延納の場合は、令和2年度に納付すべき労働保険料額等は各期で下記の額となります。

- I期: 1,002,500 円 (令和2年度概算分割額 500,000 円【⑮欄/3】 + 令和元年度確定不足額 500,000 円【(b)-(a)】 + 一般拠出金額 2,500 円(c))
- II期: 500,000 円 (令和2年度概算分割額)【⑮欄/3】
- III期: 500,000 円 (令和2年度概算分割額)【⑮欄/3】

(※5) 延納の場合は、令和3年度に納付すべき労働保険料額等は各期の下記の額となります。

- I期: 0 円 (令和3年度概算分割額 266,668 円【⑭(イ)欄/3】 + 一般拠出金額 1,333 円(⑩(ハ)欄) - 充当額 699,996 円(⑳(イ)欄) = -431,995 < 0)
  - II期: 0 円 (令和3年度概算分割額 266,668 円【⑭(イ)欄/3】 - 充当額の残り 431,995 円 = -165,327 円 < 0)
  - III期: 101,341 円 (令和3年度概算分割額 266,668 円【⑭(イ)欄/3】 - 充当額の残り 165,327 円)
- ⇒ 特例猶予額 2,002,500 円は猶予期限までに納付してください。

1 ②欄から⑩欄については、別途送付の「書き方冊子」(継続事業用 P18~19) (一括有期事業用 P18~21) (雇用保険用 P14~15) に従い、必要内容を記載してください。

2 ⑮欄には令和2年度の概算保険料額(例: 1,500,000 円)が記載されています。令和2年度の概算保険料額(例: 1,500,000 円)の全額又は一部について、特例猶予が許可されている状況です。

3 ⑳(イ)欄には、【⑮欄(令和2年度の申告済概算保険料額(1,500,000 円))】から、【⑩(イ)欄(令和2年度の確定保険料額(例: 800,004 円))】を引いた額を記載してください。当該欄は「充当額」となっていますが、特例猶予の許可を受けている令和2年度の概算保険料額(例: 1,500,000 円)が、猶予期限内に納付されることを前提に、令和3年度の概算保険料額へ充当する取り扱いとし、当該欄に上記計算結果の額を記載します。

4 ②欄~⑩欄については、別途送付の「書き方冊子」(継続事業用 P18~19) (一括有期事業用 P18~21) (雇用保険用 P14~15) に従い、必要内容を記載してください。その際、⑳(イ)欄の充当額が令和3年度の概算保険料額を上回る場合には、<記載例2>をご参照ください。

5 ⑳(ト)欄の金額(例: 101,341 円)を令和3年7月12日までに納付してください。納付が困難な場合には、「職権による換価の猶予」が受けられる場合がありますので、年度更新期間中(7月12日まで)の早い時期に、所管の都道府県労働局へご相談ください。

6 ⑳欄(充当意思)については、必ず1~3のいずれかを記載してください。⑳欄での説明のとおり、特例猶予の許可を受けている令和2年度の概算保険料額(例: 1,500,000 円)が、猶予期限内に納付されることを前提に、令和3年度の概算保険料額へ充当する取り扱いとし、「還付」は認められません。

「納付の猶予(特例)許可通知書」に記載された猶予額(例: 2,002,500 円)を猶予後納期限までに納付してください。納付が困難な場合には、「申請による換価の猶予」又は「納付の猶予」が受けられる場合があります。P3~4参照を参照の上、年度更新期間中(7月12日まで)の早い時期に、所管の都道府県労働局へご相談ください。

<記載例2> 特例猶予の許可を受けている令和2年度の確定保険料額が令和2年度の概算保険料額と比べて著しく減少した場合

申告書の記載内容は、下記の事例で説明しています。

(注)令和2年度の確定保険料額が<記載例1>では800,004円、<記載例2>では300,000円としています。

○令和元年度の概算保険料額 : 1,000,000円(a)  
→令和元年度の確定保険料額 : 1,500,000円(b)  
一般拠出金額 : 2,500円(c)

令和2年度の年度更新申告書で(b)、(c)、(18欄)を申告済み。  
⇒納付すべき労働保険料 2,002,500円【(b)-(a) + (c) + (18欄)】について特例猶予(※6)の許可を受けた場合の例。

○令和2年度の概算保険料額 : 1,500,000円(18欄)  
→令和2年度の確定保険料額 : 300,000円(20(イ)欄)  
一般拠出金額 : 500円(20(ハ)欄)

○令和3年度の概算保険料 : 300,000円(24(イ)欄)

令和3年度の年度更新申告書で(20(イ)欄)、(20(ハ)欄)、(24(イ)欄)を申告します。

- ⇒納付すべき労働保険料を算出するに当たり、
- 特例猶予中の令和2年度概算保険料額1,500,000円(18欄)が猶予期間内に支払われることを前提に、充当額300,500円(20(イ)欄)及び還付額899,500円(20(ロ)欄)を算出。  
なお、【令和2年度概算保険料額1,500,000円(18欄) - 令和2年度確定保険料額300,000円(20(イ)欄)】 = 【充当額300,500円(令和3年度概算保険料額300,000円 + 一般拠出金額500円) + 還付額899,500円】となります。
  - 7月12日までに納付すべき労働保険料額は0円【令和3年度概算保険料額300,000円(24(イ)欄) - 充当額300,500円(20(イ)欄) + 一般拠出金額500円(20(ハ)欄) = 0円】となります。
  - また、還付額899,500円(20(ロ)欄)を、特例猶予額2,002,500円に充当することで、特例猶予額は1,103,000円(特例猶予額2,002,500円 - 還付額899,500円(20(ロ)欄))に変更(※6)されます。

⇒令和3年度の年度更新において納付すべき労働保険料は0円となり、特例猶予額は2,002,500円から1,103,000円に変更され、変更後の特例猶予額1,103,000円を猶予期限までに納付してください。

(※6) 延納の場合は、令和2年度に納付すべき労働保険料は各期で下記の額となります。

- I期 : 1,002,500円 (令和2年度概算分割額500,000円【18欄/3】 + 令和元年度確定不足500,000円【(b)-(a)】 + 一般拠出金額2,500円(c))
- II期 : 500,000円 (令和2年度概算分割額)【18欄/3】
- III期 : 500,000円 (令和2年度概算分割額)【18欄/3】

また、<記載例2>においては、令和2年度の確定保険料額(令和3年度の概算保険料額)300,000円が令和2年度の概算保険料額1,500,000円と比べて著しく減少しているため、還付額899,500円(20(ロ)欄)が発生し、特例猶予額は下記のとおり変更されます。

- I期 : 103,000円【I期特例猶予額1,002,500円 - 還付額899,500円(20(ロ)欄)】 ← 特例猶予額の変更
- II期 : 500,000円 ← 変更なし
- III期 : 500,000円 ← 変更なし

⇒各期の特例猶予額 (I期は変更後の特例猶予額) を猶予期限までに納付してください。

<記載例2>

1 ②欄から⑦欄については、別途送付の「書き方冊子」継続事業用P18~19) (一括有期事業用P18~21) (雇用保険用P14~15)に従い、必要内容を記載してください。

2 ⑱欄には令和2年度の概算保険料額(例:1,500,000円)が記載されています。令和2年度の概算保険料額(例:1,500,000円)の全額又は一部について、特例猶予が許可されている状況です。

3 ⑳(イ)欄には、【㉑(イ)欄(令和3年度の概算保険料額(例:300,000円))]に【㉑(ハ)欄(一般拠出金額(例:500円))]を加えた充当額を記載してください。

当該欄は「充当額」となっていますが、特例猶予の許可を受けている令和2年度の概算保険料額(例:1,500,000円)が、猶予期限内に納付されることを前提に、令和3年度の概算保険料額へ充当する取り扱いとし、当該欄に上記計算結果の額を記載します。

4 ㉑(ロ)には、【㉑(ロ)欄(申告済概算保険料額(例:1,500,000円))]から【㉑(イ)欄(確定保険料額(例:300,000円))]と【㉑(イ)欄(充当額(例:300,500円))]を引いた金額899,500円を記載してください。

当該欄は「還付額」となっていますが、特例猶予の許可を受けている令和2年度の概算保険料額(例:1,500,000円)は未納であるため、**猶予額を変更することで対応します。**

また、㉑(ハ)欄(充当意思)は3(労働保険料及び一般拠出金に充当)を記入します。

5 ㉑欄~㉑欄については、別途送付の「書き方冊子」継続事業用P18~19) (一括有期事業用P18~21) (雇用保険用P14~15)に従い、必要事項を記載してください。

なお、この例では㉑欄で「3」を選択しているため、充当額(㉑(イ)欄)300,500円は【令和3年度の概算保険料額300,000円】と【一般拠出金額500円】に各々充当され、**令和3年度の年度更新時に納付すべき労働保険料(ト)欄は0円となります。**

特例猶予を許可された労働保険料等の猶予額は、当初の猶予許可額(例:2,002,500円)から㉑(ロ)欄の額(例:899,500円)を差し引いた額(例:1,103,000円)に変更になるため、**変更後の猶予額(例:1,103,000円)を猶予後納期限までに納付してください。**

納付が困難な場合には、「職権による換価の猶予」が受けられる場合がありますので、年度更新期間中(7月12日まで)の早い時期に、所管の都道府県労働局へご相談ください。

1~3 <記載例1>の内容と同じです。